

法務大臣閣議後記者会見（2021年1月15日開催） 抜粋

*オリジナル URL は、以下の法務省ウェブサイト

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00161.html

【大臣】

今朝の閣議において、法務省案件はございませんでした。

続きまして、私から2件御報告をいたします。

1件目は、法制審議会への諮問についてです。

本年2月に法制審議会の総会を開催し、2つの検討課題について新たな諮問をすることといたしました。

1つは、離婚及びこれに関連する制度に関する見直しであり、もう1つは、担保法制の見直しです。

まず、離婚制度に関しましては、近年、父母の離婚に伴い、養育費の不払いや親子の交流の断絶といった、子の養育への深刻な影響が指摘されています。

また、女性の社会進出や父親の育児への関与の高まり等から、子の養育の在り方も多様化しております。

このような社会情勢に鑑み、子の最善の利益を図る観点から、離婚及びこれに関連する制度につきまして、検討を行う段階にあると考えております。

この問題につきましては、令和元年11月から、「家族法研究会」の検討に法務省の担当者を参加させ、私からも、担当者に対して、積極的に議論に加わるよう指示をいたしました。そして、その検討状況につきましては、その都度報告を受けてまいりました。

父母が離婚した場合には、子の心身に大きな影響が生じ得ることになります。

私自身、かねてからこの問題に関心を寄せておりまして、子の最善の利益を図るために、法制度はどのようにあるべきかを考えてまいりました。

先ほど申し上げました現在の社会情勢に鑑みまして、この問題につきましては、正に早急に検討すべき課題であると考えております。

そこで、今回、父母の離婚に伴う子の養育の在り方を中心といたしまして、離婚制度、未成年養子制度や財産分与制度といった、離婚に関連する幅広い課題について、私がこれまでも申し上げてまいりましたチルドレン・ファーストの観点で、法改正に向けた具体的な検討を行っていただくために、このたび、法制審議会に諮問することといたしました。

【記者】

先ほど御発言がありました法制審での諮問事項についてお尋ねいたします。共同親権ですとか養育費不払い問題といった家族法制の在り方については、社会的な注目もかなり高

い部分かと思いますが、改めて今回諮問される御所感と、大臣として具体的に検討を期待される論点、また今後の検討のスケジュール感など可能でしたらお聞かせください。

【大臣】

父母の離婚に伴う子の養育の在り方等に関する家族法制の検討は、現下の社会情勢において喫緊の課題であると考えております。また、国民の家族生活、あるいは父母の離婚を経験したお子さんの成長に与える影響が大きい、大変重要なものと考えております。

今回、法制審議会に諮問することを決定したわけですが、法制審議会におきましては、今回の諮問に基づきまして、離婚に関連する幅広いテーマについて御検討されるものと考えております。

その中で、子どもに影響が生ずる課題については、子どもの最善の利益を図るというチルドレン・ファーストの観点から、実態に即した検討がなされることを期待しております。

例えば、父母の協議離婚時に、子の養育について必要な事項の取決めがされるためには、どのような制度的措置を講ずるのが相当かといった問題でありますとか、離婚後の子の養育に、父母がいかに関わるべきかといった問題につきましては、様々な選択肢を視野に入れて、幅広く御検討いただきたいと考えております。

答申の時期についても御質問がありました。現時点で答申の時期を申し上げることはなかなか難しいところではございますが、法制審議会では、スピード感を持って充実した調査審議がなされること、そして、できる限り早期に答申がされることを期待しているところでございます。